

# 令和5年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

聴取団体：福島県総合設備協会

それぞれの質問について枠内にお答えください。なお、特にことわりがないものは貴協会としての内容をお答えください。

## 第1 入札・契約制度に関する課題

### 1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

○現在の入札制度では、建築物の新築や改修・維持修繕工事を問わずに発注種別と設計金額により地域要件が決まり、設備工事では設計金額1千万円以上の工事は全県の事業者がその工事に参加が可能であり、既存施設の比較的小さな改修・修繕工事でも県内各地域事業者がその施設の工事に参加しています。その結果、これまで当該施設の改修・維持修繕していた地元事業者が当該工事を受注する機会が非常に少ない状況となり、その結果、地域にその施設に精通した事業者が不在という場合が多く、施設管理者側では施設の災害時等も含めた緊急時の対応や修繕に不都合をきたす事態となっています。

また、既存施設の改修工事を行う場合、その建築物の使用材料や設備機器、全体の設備システムを理解していることが不可欠であり、新たな事業者の場合は事前調査に多大な労力を要するとともに、調査不足の場合は工事エリア外に断水や停電等の公衆災害を発生させる恐れがあります。

今後、既存施設のメンテナンスや維持管理が重要性を増していく中で、当該施設の維持管理を担う事業者や施工実績のある事業者等、施設を熟知した地域の施工者が受注しやすくなるインセンティブ導入等の入札方式の検討が是非必要と考えます。

特に、土木部・農林水産部以外の部局の施設管理者が地域の事業者により災害時等の修繕・維持管理対応が容易となるよう、これら2部以外での3,000万未満の工事についても、当面は総合評価方式（地域密着型）や地域の守り手育成型方式等により発注を行い、地域事業者へのインセンティブを高める必要があると考えます。

また、学校等施設管理者の発注工事において、諸経費を含む見積単価が公表されているため工事価格が100%判断できる工事が発注されている場合があり、最低制限価格の計算式による最低制限価格による数社の同額応札によりくじ引き決定となる事例が発生しています。その結果、その施設を維持管理している地元業者が落札できない状況があり、総合評価方式（地域密着型）や地域の守り手育成型方式等の導入が喫緊の課題と考えます。

○入札終了後に公告図書等に対して開示請求を行った場合、できるだけ即時に近い速やかな情報開示をお願いします。開示請求により万が一に積算等入札手続きにミスが判明して入札の取消や再公告に至った場合、開示の遅れによる工事着工・進捗の費用負担や工期の解消には多大な労力を要する等影響が大きいと考えます。

○来年度から建設業にも時間外労働の上限規制が適用になるなど、働き方改革に向けた業務の効率化が一層求められる中、入札及び契約に関する事務についても更なる簡素化に向けた対応が必要と考えます。事例として、現在は電子閲覧・電子入札が主流なっていますが、まだ電子閲覧・郵便入札又は現地での閲覧・電子入札等がありますので、今後、電子閲覧・電子入札が100%になるように引き続きお願いします。

○工事規模が大きいにも拘わらず基準の最低範囲で積上げた「公告から入札までの期間」が非常に短い案件が有ります。今後とも工事規模に見合った適切な入札期間の設定をお願いします。

## 2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準等について、意見がありましたら伺います。

○現在の総合評価方式は、地域の事業者配慮した有益な方式との評価がある一方で、評価項目の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」のうちで特に施工能力等の実績による基礎的加点が多い企業に有利であり、これらの加点によりこの事業者が受注した場合は、またこの受注実績が次公告工事の加点となり受注のインセンティブとなります。

また、総合評価方式による受注実績が多い企業は、その施工実績もあり「施工計画の適切性」の項目でも高得点を獲得するケースが多く、この工事実績や技術的蓄積が次工事の「技術的提案」へも反映されることとなります。

これらの総合評価方式の累積的インセンティブシステムが要因となり、受注企業に偏りが生じてきており、常に受注できる企業と受注の機会に恵まれない企業の2極化が発生してきている状況にあると考えます。

価格・技術力・施工実績等を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式ですが、一方ではこのシステムにより地域の中で受注企業の固定化や偏りを生み出し、事業量減少の中で、地域を守る企業数の減少に拍車をかけてしまうことに繋がる恐れがあると考えられます。

工事受注は各々の企業努力による施工実績の積上げと日々の技術的研鑽に拠ることは当然のことですが、様々な地元事業者が安定した経営の中でその地域で担い手としての役割を果たし、一定以上の事業者による健全な競争性を維持していくためにも、新規の事業者も参入しやすく、多くの事業者が受注の機会がある方向への改善が必要と考えます。

○災害時応援協定締結に加えて災害時出動実績が加点の対象となっていますが、県と各団体が締結している協定に基づいて出動する場合、出動は県から団体への出動要請に基づいて行われるものであり、出動は、支部長等の判断により、支部内においてその時点の即対応可能な会員企業が対応するケースが多い状況です。従って、出動に対する加点は、現在の出動実績企業のみに対して行われることに公平性の観点から疑問が残ると考えられます。

○消防団加入と同様に、各企業が消防署と「消防団協力事業所」として協定を結び、災害時に消防団に対して発電機等の必要な機材を提供する制度があります。協定企業には認定証が交付されて毎年度更新される制度です。

「企業の地域社会に対する貢献度」について、この「消防団協力事業所」も消防団加入と同様の趣旨で多少の加点対象にすべきと考えます。

○「施工計画の適切性」の評価項目は、県が審査した技術審査書（様式9・10）の合計点数に応じて0点から10点まで11段階に配点されますが、各企業が提案した内容がどのように評価されて配点に至ったのかが分かりにくいとの声が多くあります。各企業が次の工事へ企業努力による技術力研鑽に向けて手掛かりとなるよう、評価基準要点の公表や応札者からの配点の理由の問合せに一定範囲で対応いただけるようお願いいたします。

○様式についてですが、技術審査書（様式9・10）の配布されているデータが入力時と印刷時でズレがあるため入力作業に時間を要します。また、県と業者のパソコンやエクセルのバージョンによってもズレがある場合があるため様式の修正をお願いします。

○評価項目の「企業の地域社会に対する貢献度」の選択項目「④除雪、維持補修業務の実績」は一般土木工事と舗装工事のみが対象となっていますが、対象施設は「学校、公営住宅等」、業務内容には維持補修業務として「自然災害や水道管破裂など突発的な緊急対応」とあります。

この選択項目④について、学校、公営住宅等施設の停電や断水対応を行っている電気設備工事、暖冷房衛生設備工事も対象とするようお願いいたします。

### 3 地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

**【課題】** この方式の課題は、以下の通りと考えます。

- (1) この方式は指名競争入札であるにも関わらず入札辞退者が多いことと考えます。県では、今後「辞退理由」を求めていくとのことですが、「対応できる技術者いない」「手持ち工事が多い」等の理由で満足することなく、事業者の実態をより把握するような調査を期待します。
- (2) この方式の現制度では管内毎の登録事業者数が基準に達しない発注種別工種が多くあるため、事業者数が少ない工種においては県内全ての管内での施行になっていません。

**【意見】** この方式への意見は、以下の通りです。

- (1) 事業者側からの「指名を受けた事業者が辞退する理由」等には以下のようなことが考えられます。
  - ・新築・新営工事は総合評価方式で発注され、地域の守り手育成方式で発注される3千万円以下の工事はその多くが改修工事や維持修繕工事であり、工事費の割に施工前の調査や調整に時間を要し、それら費用も積算上の経費として計上されていない場合が多い。
  - ・これまでの発注実績から、地域の守り手育成方式で発注される工事は、そもそも他の入札方式では不調となりやすい不採算工事を出しているのではないかとの懸念がある。
  - ・入札辞退を防止する方策としては、発注ロットを5千万円程度まで上げて利益率を高め、改修工事でも必要な現場経費はきめ細かく計上するなど、事業者にとって魅力ある工事を発注していくことと考える。
  - ・発注時期が重なると配置予定技術者が確保できずに入札に参加したくても参加が出来ない場合も多いため、更なる発注時期の平準化が必要である。
- (2) 昨年度の制度改正により、内申企業数・指名企業数の緩和等が図られた結果施行できる管内は広がり、また管内毎に登録事業者が基準に満たない場合は総合評価方式（地域密着型）で地域要件が「隣接3管内」とされたことは大きな見直しですが、当協会としては管内毎に登録企業が6社まで緩和されるようさらに要望します。
- (3) この方式により、地元の業者で受注し施工出来る機会が拡大したことは業界としては良かったと感じています。
- (4) 現在この方式による発注は土木部・農林水産部発注工事に限定されているため、本方式による発注件数は多い状況ではなく、地域によっては本方式施行の地域の事業者を育成するという効果が感じられない場合もあります。上記「第1. 1入札・契約制度全般について」にも記載しましたが、施設の維持管理を地域で担うという観点からも、土木部・農林水産部以外の学校、警察等のその他部局の県有施設工事にもこの方式の施行運用を拡大していただきたいと思えます。

## 第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

### 1 技能労働者の処遇改善について

技能労働者の処遇改善として、適切な賃金水準の確保が求められている中、労働者の賃金向上に向けどのように取り組んでいるか伺います。

各会員企業からの取り組み意見は以下の通りです。

○公共工事労務単価が大震災以降毎年度引き上げられていることは大きな成果ですが、一方民間工事労務単価との格差が拡大しています。民間工事の発注者に対して、公共工事単価を示して技能労働者の賃金アップに取り組んでいますが、民間工事の賃金水準のアップは難しい状況にあります。

○会員企業においても、基本給のベースアップに取り組むとともに、資格取得に応じて賃金がアップするなど会社規定に盛り込み、建設キャリアアップシステムにも取り組みながら技能労働者のスキルアップと連動した賃金アップに取り組んでいる事例が多くみられます。

○電設業の場合、まず電気工事士として経験を積んだ技能労働者が次のステップとして電気工事施工管理技士の資格を取得して技術者となり賃金待遇もアップしていく場合も多くみられます。その他の場合も、毎月資格手当等支給することで、技能資格者に対する実質基本給のアップや技能資格取得への意欲を高める対策を行っています。

○物価高騰に対する手当拡充や企業利潤のさらなる分配を通じて、実質的な賃上げに取り組んでいます。

○年間休日数の増加や完全週休2日制への移行によって実質的賃金のベースアップに取り組んでいます。

○労働者の年齢ごとの標準的な年収（基本給及び手取り額）を念頭に置いて、定期昇給を行い、年収ベースにより賞与を査定して還元しています。

### 2 頻発・激甚化する自然災害等への対応について

近年、気象状況の変化により、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にありますが、災害時に対する対応への取り組みについて伺います。

○総合設備協会傘下の施工者2団体（電設業協会・空調衛生設備工事業協会）は、東北地方整備局や福島県、一部の市町村団体等と災害協定を締結しており、締結先からの要請に応じて各支部会員企業により対応しており、県内支部間の連携も図っております。

最近では、県との災害協定に基づいて令和元年度発生 of 台風19号豪雨被害への対応を行うとともに、令和3年2月及び令和4年3月福島県沖地震被害への対応では、個々の施設管理者からの要請により給排水管の破断の応急修理、電気設備関係の調査を実施し県へ報告しています。

○各会員企業の取り組みは以下の通りです。

- ・社内でBCP計画を策定し、組織的な対応方法を社員と共有しており、実効的な運用を目指し、今後更に内容を拡充していきたい。
- ・主に保守メンテナンス・修理を行う専門部署があり、災害時にはその部署を中心に優先順位を決め対応している。また、被害の少ない現場担当者や協力会社などに応援を要請し、出来るかぎり多くの災害対応がとれるようにしている。

### 第3 コンプライアンスについて

#### 1 コンプライアンスの取り組みについて

①先般の入札関連情報漏洩に伴う贈収賄事件を受け、協会として事件をどのように捉え、また、コンプライアンスにどのように取り組んでいるか伺います。

○今回の事件に関しては誠に遺憾と考えます。

○電設業協会では、上部団体である（一社）日本電設工業協会の「会員行動指針」に基づき「（一社）福島県電設業協会会員行動方針」を定めるとともに、正副会長と各支部長を構成委員とする「コンプライアンス委員会」を設置して、関係法令の順守と企業倫理の確立に努めています。

○各会員企業の取り組みは以下の通りです。

- ・コンプライアンスの遵守については、事ある毎にコンプライアンスの重要性を説いて、会社全体として周知徹底している。
- ・定期的に全社員に対しコンプライアンス講習のテキスト映像を使い教育を行っている。

②今回の不祥事を受け、県では不正防止策を取りまとめたところですが、その対策について意見等があれば伺います。

○これら県の不正防止対策については、宜しいと思います。

○今回の不祥事の原因は、「職員がそもそも情報を漏洩するという行為に対する良識の問題」と「多くの職員が多くの入札情報に行きつけるというシステムの問題」が大きいと考えます。今回の不正防止対策はこの二つを包含しており、今後はこの対策の実効性の問題と考えます。

○ハード面での対応（アクセス権限の厳格化、アクセス履歴等）は効果があると思いますが、不祥事のたびに「コンプライアンスの徹底」と言われているにも拘わらず不祥事は無くならないことも現実です。不祥事をなくすためには、再発防止施策のP D C Aが大切だと思います。